新型コロナウイルス感染症の影響で 事業活動に影響を受けている 神奈川県の

## 事業者の みなさまへ

事業継続、雇用関係、納税、保険料の納付などでお困りの みなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部(2022年1月26日現在)

新型コロナの影響を受けた 事業の継続・同復を支援

県からの要請で休業や夜間 営業時間を短縮

緊急事態宣言等の影響で 売上げが減少

雇用を維持したい

小学校が休業

融資を受けたい

納税が今は厳しい

社会保険料が払えない

水道料金の支払いが厳しい

経営や資金繰り等

労働や賃金等

支援金

協力金

給付金

助成金

融資

猶予

相談

県HP「新型コロナウイルス感染症について」







新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

一部のIP電話など 上記番号に繋がらない場合

045-285-0536

「音声案内」が流れたら 3[経営相談に関すること] を選択してください。

平日 9:00 ~ 17:00

支援金・協力金・給付金・助成な	新型コロナの影響を 受けた事業の継続・ 回復を支援	事業復活支援金	2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%~50%未満減少した 事業者に支援金を支給		経済産業省・申請者専用相談 窓口 ☎ 0120(789)140 又は ☎ 03(6834)7593
	県からの要請で 休業や夜間営業時 間を短縮	休業や夜間営業時間 の短縮に対する協力 金	【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 休業や夜間営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店等の事業者の方に協力金を交付 詳しくは県HPへ 神奈川県 協力金 検索		県・協力金コールセンター ☎045(522)2431
	緊急事態宣言等の 影響で売上げが 減少	売上が減少した中小 事業者への支援	【酒類販売事業者支援給付金】 酒類販売事業者等で、飲食店に対する営業時間短縮要請等や外出自粛要請の措置の影響で、対象月において、売上が30%以上減少した事業者および2カ月連続して売上が15%以上減少した事業者に給付 【中小企業等支援給付金(酒類販売事業者を除く)】 酒類販売事業者等以外の事業者で、月次支援金を受給している事業者に追加給付を実施 詳しくは県HPへ 神奈川県 支援給付金 検索		県・支援給付金コールセンター な 045(900)5907
	雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等を一部助成		送金センター ☎ 045(277)8815 − ☎ 0120(60)3999
	小学校が休業	小学校休業等対応 助成金	【事業主】小学校等の臨時休業等に伴い、保護者となる労働者に有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主へ助成金を支給	厚生労働省コールセンター 🏗 0120(60)3999	
金	3 3 IXW FISH	小学校休業等対応 支援金	【委託を受けて個人で仕事をする方】小学校等の臨時休業等に伴い、契約した仕事ができなくなった個人に支援金を支給		
融資	融資を受けたい	神奈川県中小企業制度 融資	民間金融機関を通じて、保証料の補助が受けられる「神奈川県新型コロナウイルス関連融資」等を実施。さらに、業態転換や新事業への取り組みを支援する「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型 時別融資」の保証料補助を拡充して、保証料を全額補助		最寄りの民間金融機関 神奈川県信用保証協会各店
		日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(当初3年間実質無利子)		日本政策金融公庫各支店
		商工中金の危機対応融資	TWO I BOX 1 WILL DO NOT THE TOTAL TOTAL TOTAL THE TOTAL		商工中金各支店
		個人向け緊急小口資金等 の特例	【無利子貸付】新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に生活金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施(令和4年12末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年12月末まで据置期間を延長)		
猶	納税が今は厳しい	納税の猶予	収入の減少などで国税・県税の納付が困難な場合は、納税を猶予する制度あり	国税:各税務署 및	県税:各県税事務所
	社会保険料が払えない	払えない 厚生年金保険料等の納付猶予 厚生年金保険料等の納付を猶予			各年金事務所
予	水道料金の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払い猶予が受けられる場合あり		各水道局等
相	経営や資金繰り等	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内	新型コロナウイルス感染症 (公財) 神奈川産業振興	E専用ダイヤル センター ☎ 045(633)5200
談	労働や賃金等	労働相談	解雇や退職、賃金、労働時間などについて、労働者や事業主からのご相談を受 付	神奈川労働局総合労働相かながわ労働センター 2 コロナ労働相談110番	目談コーナー 宮 045(211)7358 宮 045(662)6110ほか 宮 045(662)8110